



保医発第0828004号  
平成14年8月28日

地方社会保険事務局長 殿  
都道府県民生主管部（局）  
国民健康保険主管課（部）長 殿  
都道府県老人医療主管部（局）  
老人医療主管課（部）長 殿

厚生労働省保険局医療課長

厚生労働省保険局歯科医療管理官

「特掲診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」の一部改正について

特掲診療料の施設基準等（平成14年3月厚生労働省告示第74号）については、「特掲診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」（平成14年3月8日保医発第0308003号）により取り扱われてきたところであるが、今般、下記のとおり、「特掲診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」を次のように改正し、平成14年10月1日から適用することとしたので、『施設基準に適合しない場合にあっては所定点数の100分の70に相当する点数により算定されることになる手術』区分1、区分2及び区分3に係る届出についてはすべて再提出を要することとなり、また、当該届出については、本年10月16日までに届出書の提出があり、同月31日までに要件審査を終え届出の受理が行われたものについては、同月1日に遡って算定することができるものとするので、その取扱いについて遺漏のないよう関係者に対し周知徹底を図られたい。

記

第2の6を次のように改める。

6 届出の要件を満たしている場合は届出を受理し、次の受理番号を決定し、提出者に対して副本に受理番号を付して通知するとともに、審査支払機関に対して受理番号を付して通知するものであること。

小児科外来診療料	(小外) 第	号
手術前医学管理料	(手) 第	号
高度難聴指導管理料	(高) 第	号
地域連携小児夜間・休日診療料	(小夜) 第	号
開放型病院共同指導料	(開) 第	号
薬剤管理指導料	(薬) 第	号
病院歯科感染予防対策管理料	(感予) 第	号
病院歯科共同治療管理料(I)	(歯共) 第	号
老人慢性疾患外来総合診療料	(外総診) 第	号
在宅時医学管理料	(在管) 第	号
在宅末期医療総合診療料	(在総) 第	号
寝たきり老人在宅総合診療	(在総診) 第	号
緊急時入院体制加算	(在総緊) 第	号
24時間連携体制加算(I)	(在総24 I) 第	号
24時間連携体制加算(II)	(在総24 II) 第	号
24時間連携体制加算(III)	(在総24 III) 第	号
血液細胞核酸増幅同定検査	(血) 第	号
検体検査管理加算(I)	(検 I) 第	号
検体検査管理加算(II)	(検 II) 第	号
テレパソロジーによる病理組織迅速顕微鏡検査	(テ) 第	号
心臓カテーテル法による諸検査の血管内視鏡検査加算	(血内) 第	号
長期継続頭蓋内脳波検査	(長) 第	号
補聴器適合検査	(補聴) 第	号
光トポグラフィー	(光ト) 第	号
中枢神経磁気刺激による誘発筋電図	(神磁) 第	号
歯周疾患継続治療診断料	(継診断) 第	号
画像診断管理加算 1	(画 1) 第	号
画像診断管理加算 2	(画 2) 第	号
画像診断管理加算 (歯科)	(画歯) 第	号
遠隔画像診断	(遠画) 第	号
ポジトロン断層撮影	(ポジ) 第	号
特殊C T撮影及び特殊M R I撮影	(特) 第	号
無菌製剤処理加算	(菌) 第	号
外来化学療法加算	(外化) 第	号
心疾患リハビリテーション	(心) 第	号

総合リハビリテーション施設（理学療法(I)又は作業療法(I)）	(リ総) 第	号
総合リハビリテーション施設（老人理学療法(I)又は老人作業療法(I)）	(老リ総) 第	号
理学療法(II)	(理 II) 第	号
老人理学療法(II)	(老理 II) 第	号
理学療法(III)	(理 III) 第	号
老人理学療法(III)	(老理 III) 第	号
作業療法(II)	(作 II) 第	号
老人作業療法(II)	(老作 III) 第	号
言語聴覚療法(I)	(言聴 I) 第	号
言語聴覚療法(II)	(言聴 II) 第	号
難病患者リハビリテーション	(難) 第	号
精神科作業療法	(精) 第	号
精神科デイ・ケア「大規模なもの」	(デ大) 第	号
精神科デイ・ケア「小規模なもの」	(デ小) 第	号
精神科ナイト・ケア	(ナ) 第	号
精神科デイ・ナイト・ケア	(デナ) 第	号
重度痴呆患者デイ・ケア(I)	(痴デ I) 第	号
重度痴呆患者デイ・ケア(II)	(痴デ II) 第	号
重度痴呆患者入院治療	(重痴治) 第	号
エタノールの局所注入	(エタ) 第	号
脳刺激装置埋込術、頭蓋内電極植込術又は脳刺激装置交換術	(脳刺) 第	号
脊髄刺激装置植込術又は脊髄刺激装置交換術	(脊刺) 第	号
人工内耳埋込術	(人) 第	号
埋込型除細動器移植術及び埋込型除細動器交換術	(除) 第	号
補助人工心臓	(補心) 第	号
体外衝撃波腎・尿管結石破碎術	(腎) 第	号
体外衝撃波胆石破碎術	(胆) 第	号
人工脾臍	(脾) 第	号
経皮的冠動脈形成術（高速回転式経皮経管アレクトミーカテーテルによるもの）	(経高) 第	号
生体部分肝移植術	(生) 第	号
ペースメーカー移植術、ペースメーカー交換術（電池交換を含む。）	(ペ) 第	号
大動脈バルーンパンピング法（I A B P 法）	(大) 第	号
頭蓋内腫瘍摘出術等	(1ア) 第	号
黄斑下手術等	(1イ) 第	号
鼓室形成手術等	(1ウ) 第	号
肺悪性腫瘍手術等	(1エ) 第	号
経皮的カテーテル心筋焼灼術	(1オ) 第	号
韌帯断裂形成手術等	(2ア) 第	号
水頭症手術等	(2イ) 第	号

鼻副鼻腔悪性腫瘍手術等	(2エ) 第	号
尿道形成手術等	(2オ) 第	号
角膜移植術	(2カ) 第	号
肝切除術等	(2キ) 第	号
子宮附属器悪性腫瘍手術等	(2ク) 第	号
上顎骨形成術等	(3ア) 第	号
上顎骨悪性腫瘍手術等	(3イ) 第	号
バセドウ甲状腺全摘（亜全摘）術（両葉）	(3ウ) 第	号
母指化手術等	(3エ) 第	号
内反足手術等	(3オ) 第	号
食道切除再建術等	(3カ) 第	号
同種腎移植術等	(3キ) 第	号
人工関節置換術	(人関) 第	号
乳児外科対象手術	(乳外) 第	号
ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術（電池交換を含む。）	(ペース) 第	号
冠動脈及び大動脈バイパス移植術並びに体外循環を要する手術	(冠動) 第	号
経皮的冠動脈形成術、経皮的冠動脈血栓切除術及び経皮的冠動脈ステント留置術	(経形)	第
麻醉管理料	(麻管) 第	号
放射線治療専任加算	(放専) 第	号
高エネルギー放射線療法	(高放) 第	号
補綴物維持管理料	(補維) 第	号
顎口腔機能診断料（顎変形症（顎離断等の手術を必要とするものに限る。）の手術前後における歯科矯正に係るもの）	(矯) 第	号
基準調剤	(調) 第	号
保険薬局の無菌製剤処理加算	(薬菌) 第	号

別添1第26中「10年以上有するもの」の次に「又は別表の左欄に掲げる診療報酬点数等に係る療養について、同表右欄に掲げる研修体制及び審査制度を設けている団体が行う医師の専門性に関する認定を受けた当該療養に係る医師（以下「専門医」という。）」を加える。

別添1中第60の9を次のように改める。

第60 施設基準に適合していない場合にあっては、所定点数の100分の70に相当する点数により算定することとなる手術の施設基準

1 区分1に分類される手術に関する施設基準

- (1) 区分1に分類される手術に関し、10年以上の経験を有する医師が1名以上常勤していること。
- (2) 当該手術を年間50例以上（9の(1)のアからオまでの各区分において、他の手術とともに規定されている手術については、当該区分に規定する各手術の合計実施件数が50例以上とし、平成13年1月から同年12月までの期間における実施数については、30例実施していること。ただし、当該医療機関において専門医が当該手術を実施する場合には、当該手術を年間30例以上（9の(1)のアからオまでの各区分において、他の手術とともに規定されている手術については、当該区分に規定する各手術の合計実施件数が30例以上とし、平成13年1月から同年12月までの期間における実施数については、18例実施していること。）実施していることをもって基準を満たすものとする。）
- (3) (1)及び(2)の規定にかかわらず、「医療施設運営費等補助金、地域医療対策費等補助金及び中毒情報基盤整備事業費補助金交付要綱」（平成10年6月24日厚生省発健政第137号）別紙2の救命救急センターの評価基準に基づく評価が充実段階Aである病院において脳動脈瘤被包術、脳動脈瘤流入血管クリッピング、脳動脈瘤頸部クリッピング又は肺切除が実施される場合には、(1)及び(2)の基準は適用しない。

2 区分2に分類される手術に関する施設基準

- (1) 区分2に分類される手術に関し、10年以上の経験を有する医師が1名以上常勤していること。
- (2) 当該手術を年間10例以上（9の(2)のアからキまでの各区分において、他の手術とともに規定されている手術については、当該区分に規定する各手術の合計実施件数が10例以上とし、平成13年1月から同年12月までの期間における実施数については、7例以上とする。）実施していること。ただし、当該医療機関において専門医が当該手術を実施する場合には、当該手術を年間6例以上（9の(2)のアからキまでの各区分において、他の手術とともに規定されている手術については、当該区分に規定する各手術の合計実施件数が6例以上とし、平成13年1月から同年12月までの期間における実施数については、4例以上とする。）実施していること。

3 区分3について分類される手術に関する施設基準

- (1) 区分3に分類される手術に関し、10年以上の経験を有する医師が1名以上常勤していること。
- (2) 当該手術を年間5例以上（9の(3)のアからキまでの各区分において、他の手術とともに規定されている手術については、当該区分に規定する各手術の合計実施件数が5例以上とし、平成13年1月から同年12月までの期間における実施数については、3例以上とする。）実施していること。ただし、当該医療機関において専門医が当該手術を実施する場合には、当該手術を年間3例以上（9の(3)のアからキまでの各区分において、他の手術とともに規定されている手術

については、当該区分に規定する各手術の合計実施件数が3例以上とし、平成13年1月から同年12月までの期間における実施数については、2例以上とする。)実施していること。

- (3) (1)及び(2)の規定にかかわらず、「医療施設運営費等補助金、地域医療対策費等補助金及び中毒情報基盤整備事業費補助金交付要綱」(平成10年6月24日厚生省発健政第137号)別紙2の救命救急センターの評価基準に基づく評価が充実段階Aである病院において肝切除術が実施される場合には、(1)及び(2)の基準は適用しない。

#### 4 人工関節置換術に関する施設基準

- (1) 整形外科を標榜している保険医療機関であること。
- (2) 当該手術に関し、5年以上の経験を有する医師が3名以上勤務していること。
- (3) 当該手術を年間50例以上(平成13年1月から同年12月までの期間における実施件数については、30例以上)実施していること。

#### 5 1歳未満の乳児に対する先天性食道閉鎖症根治手術、胸腹裂孔ヘルニア手術、単心室症手術(心室中隔造成術)、完全大血管転換症手術、左心低形成症候群手術(ノルウッド手術)、先天性胆道閉鎖症手術、肝切除術、鎖肛手術(仙骨会陰式及び腹会陰式並びに腹仙骨式)、仙尾部奇形腫手術、副腎悪性腫瘍手術及び腎(尿管)悪性腫瘍手術(以下「乳児外科施設基準対象手術」という。)に関する施設基準

- (1) 小児外科を標榜している保険医療機関であること。
- (2) 乳児外科施設基準対象手術を年間20例以上(平成13年1月から12月までの期間における実施件数については、15例以上)実施していること。
- (3) (2)に掲げる実施件数には、心房内血流転換手術、大動脈弁上狭窄手術、大動脈弁下狭窄切除術(線維性、筋肥厚性を含む。)、肺静脈環流異常症手術(総肺静脈環流異常のものに限る。)、ジャテーン手術、冠動脈起始異常症手術、両大血管右室起始症手術(右室流出路形成を伴うものに限る。)、総動脈幹症手術、心内膜床欠損症手術(心室中隔欠損閉鎖を伴うもの。)又は腸閉鎖症手術の実施件数を加えることができること。

#### 6 ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術(電池交換を含む。)に関する施設基準

- (1) 循環器科を標榜している保険医療機関であること。
- (2) 5年以上の循環器科の経験を有する医師が2名以上常勤していること。
- (3) 臨床工学技士が1名以上常勤していること。
- (4) ペースメーカー移植術又はペースメーカー交換術(電池交換を含む。)を年間合計30症例以上(平成13年1月から同年12月までの期間における実施件数については、20例以上)実施していること。
- (5) 心臓電気生理学的検査を年間10例以上(平成13年1月から12月までの期間における実施件数については、7例以上)実施していること。

#### 7 冠動脈、大動脈バイパス移植術及び体外循環を要する手術に関する施設基準

- (1) 心臓血管外科を標榜している病院であること。
- (2) 心臓血管外科を専ら担当する常勤医師数が3名以上で、このうち2名以上は、5年以上の心臓血管外科の経験を有していること。
- (3) 臨床工学技士が1名以上常勤していること。
- (4) 冠動脈、大動脈バイパス移植術又は体外循環を要する手術を年間合計100例以上(平成13年1月から同年12月までの期間における実施件数については、70例以上)実施していること。

## 8 経皮的冠動脈形成術、経皮的冠動脈血栓切除術及び経皮的冠動脈ステント留置術に関する施設基準

- (1) 循環器科を標榜している保険医療機関であること。
- (2) 当該手術に関し、5年以上の経験を有する常勤医師数が2名以上で、このうち1名以上は、当該手術に関し、10年以上の経験を有する常勤医師であること。
- (3) 5年以上の心臓血管外科の経験を有する医師が1名以上常勤していること。ただし、5年以上の心臓血管外科の経験を有する医師が常勤する保険医療機関との連携（当該連携について、文書による契約が締結されている場合に限る。）により、緊急事態に対応するための体制が整備されている場合は、この限りでない。
- (4) 臨床工学技士が1名以上常勤していること。
- (5) 経皮的冠動脈形成術、経皮的冠動脈血栓切除術又は経皮的冠動脈ステント留置術を年間合計100例以上（平成13年1月から同年12月までの期間における実施件数については、70例以上）実施していること。

## 9 1から3までに規定する区分1、区分2及び区分3に分類される手術は、次のとおりである。

### (1) 区分1に分類される手術

ア 頭蓋内腫瘍摘出術等（頭蓋内腫瘍摘出術、頭蓋内腫瘍摘出術、経鼻的下垂体腫瘍摘出術、脳動脈瘤被包術、脳動脈瘤流入血管クリッピング、脳動脈瘤頸部クリッピング、広範囲頭蓋底腫瘍切除・再建術、定位脳手術、顕微鏡使用によるてんかん手術、脳刺激装置植込術、頭蓋内電極植込術、脊髄刺激装置植込術及び脳神経手術（開頭して行うもの）をいう。）

イ 黄斑下手術等（黄斑下手術、硝子体茎顕微鏡下離断術、増殖性硝子体網膜症手術、眼窩内腫瘍摘出術（表在性）、眼窩内腫瘍摘出術（深在性）、眼窩悪性腫瘍手術、眼窩内異物除去術（表在性）、眼窩内異物除去術（深在性）、眼筋移植術、毛様体腫瘍切除術及び脈絡膜腫瘍切除術をいう。）

ウ 鼓室形成手術等（鼓室形成手術、内耳窓閉鎖術、経耳的聴神経腫瘍摘出術及び経迷路的内耳道開放術をいう。）

エ 肺悪性腫瘍手術等（肺悪性腫瘍手術、胸腔鏡下肺悪性腫瘍手術、肺切除術、気管支形成を伴う肺切除術、胸壁悪性腫瘍摘出術、釀膿胸膜、胸膜肺膿切除術（通常のものと胸腔鏡下のもの）、膿胸腔有茎筋肉弁充填術、胸郭形成手術（膿胸手術の場合）及び気管支形成手術をいう。）

オ 経皮的カテーテル心筋焼灼術

### (2) 区分2に分類される手術

ア 鞣帯断裂形成手術等（鞣帯断裂形成手術（関節鏡下によるものを含む。）、観血的関節授動術、骨悪性腫瘍手術及び脊椎、骨盤悪性腫瘍手術をいう。）

イ 水頭症手術等（水頭症手術、脳血管内手術及び経皮的脳血管形成術をいう。）

ウ 鼻副鼻腔悪性腫瘍手術等（涙囊鼻腔吻合術、鼻副鼻腔悪性腫瘍手術及び鼻咽腔悪性腫瘍手術をいう。）

エ 尿道形成手術等（尿道下裂形成手術、前立腺精囊悪性腫瘍手術、尿道上裂形成手術、尿道形成手術、経皮的尿路結石除去術、経皮的腎孟腫瘍切除術、膀胱単純摘除術及び膀胱悪性腫瘍手術（経尿道的手術を除く。）をいう。）

オ 角膜移植術

カ 肝切除術等（肝切除術、脾体尾部腫瘍切除術、脾頭部腫瘍切除術、骨盤内臓全摘術、胆管悪性腫瘍手術及び副腎悪性腫瘍手術をいう。）

キ 子宮附属器悪性腫瘍手術等（子宮附属器悪性腫瘍手術（両側）、卵管鏡下卵管形成術、腔壁悪性腫瘍手術、造瘻術（拡張器利用によるものを除く。）及び女子外性器悪性腫瘍手術をいう。）

(3) 区分3に分類される手術

ア 上顎骨形成術等（顔面神経麻痺形成手術、上顎骨形成術、頬骨変形治癒骨折矯正術及び顔面多発骨折観血的手術をいう。）

イ 上顎骨悪性腫瘍手術等（耳下腺悪性腫瘍手術、上顎骨悪性腫瘍手術、喉頭、下咽頭悪性腫瘍手術、舌悪性腫瘍手術及び口腔、顎、顔面悪性腫瘍切除術をいう。）

ウ パセドウ甲状腺全摘（亜全摘）術（両葉）

エ 母指化手術等（自家遊離複合組織移植術（顕微鏡下血管柄付きのもの）、神経血管柄付植皮術（手・足）、母指化手術及び指移植手術をいう。）

オ 内反足手術等（内反足手術及び先天性気管狭窄症手術をいう。）

カ 食道切除再建術等（食道切除再建術、食道腫瘍摘出術（開胸又は開腹手術によるもの、腹腔鏡・縦隔鏡下によるもの）、食道悪性腫瘍手術（単に切除のみのもの）、食道悪性腫瘍手術（消化管再建手術を併施するもの）、食道切除後2次的再建術、食道裂孔ヘルニア手術及び腹腔鏡下食道裂孔ヘルニア手術をいう。）

キ 同種腎移植術等（移植用腎採取術（生体）及び同種腎移植術をいう。）

10 届出に関する事項

(1) 区分1に分類される手術、区分2に分類される手術、区分3に分類される手術、人工関節置換術、乳児外科施設基準対象手術、ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術（電池交換を含む。）、冠動脈、大動脈バイパス移植術及び体外循環を要する手術並びに経皮的冠動脈形成術、経皮的冠動脈血栓切除術及び経皮的冠動脈ステント留置術の施設基準の届出は別添2の様式47を用いること。

(2) 届出前1年間の手術の実施件数（届出に係る手術の実施件数に限る。）を別添2の様式47の2又は47の3を用いて提出すること。

(3) 経皮的冠動脈形成術、経皮的冠動脈血栓切除術及び経皮的冠動脈ステント留置術に係る届出を行う場合であって、他の保険医療機関との連携により8(3)に掲げる要件を充足するものとする場合は、当該他の保険医療機関との連携に係る契約に関する文書の写しを提出すること。なお、当該契約においては、緊急事態が発生したときは、当該他の保険医療機関が即時に適切な対応を図ることが明記されているものであること。

別添1に以下の表を加える。

診療報酬点数等	団体
画像診断管理加算	日本医学放射線学会
頭蓋内腫瘍摘出術等	日本脳神経外科学会
黄斑下手術等	日本眼科学会
鼓室形成手術等	日本耳鼻咽喉科学会
肺悪性腫瘍手術等	日本胸部外科学会（呼吸器） 日本呼吸器外科学会 日本外科学会
経皮的カーテル心筋焼灼術	日本胸部外科学会（心臓・大血管）
靭帯断裂形成手術等	日本整形外科学会 日本形成外科学会
水頭症手術等	日本脳神経外科学会
鼻副鼻腔悪性腫瘍手術等	日本耳鼻咽喉科学会
尿道形成手術等	日本泌尿器科学会
角膜移植術	日本眼科学会
肝切除術等	日本消化器外科学会 日本外科学会
子宮附属器悪性腫瘍手術等	日本産婦人科学会
上顎骨形成術等	日本形成外科学会 日本耳鼻咽喉科学会 日本脳外科学会
上顎骨悪性腫瘍手術等	日本耳鼻咽喉科学会 日本形成外科学会 日本口腔外科学会
バセドウ甲状腺全摘（亜全摘）術（両葉）	日本外科学会 日本耳鼻咽喉科学会
母指化手術等	日本形成外科学会
内反足手術等	日本小児外科学会 日本整形外科学会 日本形成外科学会
食道切除再建術等	日本消化器外科学会 日本外科学会 日本耳鼻咽喉科学会 日本胸部外科学会（食道）
同種腎移植術等	日本泌尿器科学会 日本外科学会

様式25を次のように改める。

様式25

[ 画像診断管理加算1 画像診断管理加算2 ] の施設基準に係る届出書添付書類

1 標榜診療科									
2 画像診断を専ら担当する常勤医師の氏名及び経験年数 氏名 _____ 経験年数 _____ 年									
3 核医学診断及びコンピューター断層診断に係る事項									
<table border="1"><thead><tr><th></th><th>当該保険医療機関における実施件数</th><th>うち画像診断を専ら担当する常勤医師が診断を行った件数</th></tr></thead><tbody><tr><td>核医学診断</td><td>件</td><td>件</td></tr><tr><td>コンピューター 断層診断</td><td>件</td><td>件</td></tr></tbody></table>		当該保険医療機関における実施件数	うち画像診断を専ら担当する常勤医師が診断を行った件数	核医学診断	件	件	コンピューター 断層診断	件	件
	当該保険医療機関における実施件数	うち画像診断を専ら担当する常勤医師が診断を行った件数							
核医学診断	件	件							
コンピューター 断層診断	件	件							

[記載上の注意]

- 1 「2」の常勤医師については、該当する全ての医師について記載すること。また、当該医師の経歴（当該医師が専ら画像診断を担当した経験、勤務状況等がわかるもの）を添付すること。
- 2 「2」に専門医の氏名を記入する場合には、氏名の下に「（専門医）」と記入すること。また、団体による認定証等の写しを添付すること
- 3 「3」については、1月から12月までの件数（新規届出の場合は届出前3ヶ月間の件数）を記載すること
- 4 画像診断管理加算1の届出を行う場合にあっては、「3」は記載する必要はない。

様式47を次のように改める。

## 様式 4-7

施設基準に適合していない場合にあっては、所定点数の100分の70に相当する点数により算定されることになる手術に係る届出書

受理番号	
------	--

受付年月日	平成 年 月 日
-------	----------

決定年月日	平成 年 月 日
-------	----------

## 1. 区分 1 に分類される手術

届出の有無

備考（新規開設等）

ア	頭蓋内腫瘍摘出術等		
イ	黄斑下手術等		
ウ	鼓室形成手術等		
エ	肺悪性腫瘍手術等		
オ	経皮的カテーテル心筋焼灼術		

## 〔記載上の注意〕

当該手術を専門医が実施する場合には届出の有無の欄に「有（専門医）」と記入すること。

## 2. 区分 2 に分類される手術

届出の有無

備考（新規開設等）

ア	靭帯断裂形成手術等		
イ	水頭症手術等		
ウ	鼻副鼻腔悪性腫瘍手術等		
エ	尿道形成手術等		
オ	角膜移植術		
カ	肝切除術等		
キ	子宮附属器悪性腫瘍手術等		

## 〔記載上の注意〕

当該手術を専門医が実施する場合には届出の有無の欄に「有（専門医）」と記入すること。

## 3. 区分 3 に分類される手術

届出の有無

備考（新規開設等）

ア	上顎骨形成術等		
イ	上顎骨悪性腫瘍手術等		
ウ	バセドウ甲状腺全摘（亜全摘）術（両葉）		
エ	母指化手術等		
オ	内反足手術等		
カ	食道切除再建術等		
キ	同種腎移植術等		

## 〔記載上の注意〕

当該手術を専門医が実施する場合には届出の有無の欄に「有（専門医）」と記入すること。

届け出の有無 備考（新規開設等）

4. 人工関節置換術		
5. 乳児外科施設基準対象手術		
6. ペースメーカー移植術及び ペースメーカー交換術（電池交換を含む）		
7. 冠動脈、大動脈バイパス移植術及び 体外循環を要する手術		
8. 経皮的冠動脈形成術、 経皮的冠動脈血栓切除術及び 経皮的冠動脈ステント留置術		

様式47の2を次のように改める。

## 様式47の2

施設基準に適合していない場合にあっては、所定点数の100分の70に  
相当する点数により算定されることになる手術に係る届出書  
区分1～3に係る添付書類

届出番号	
------	--

受付年月日	平成 年 月 日	決定年月日	平成 年 月 日
-------	----------	-------	----------

## 1. 区分と手術名

区分	手術名

## 2. 10年以上の経験を有する常勤医師

氏名	経歴（経験年数含む）

## 3. 専門医

氏名	認定を行う団体の名称

## 4. 手術症例一覧 (年間症例数\_\_\_\_\_例)

年月日	手術名	患者性別	患者年齢	主病名	転帰

## 〔記載上の注意〕

- 当該手術を専門医が実施する場合には「1」の左欄に「（専門医）」と記入すること。
- 「3」に専門医を記入する場合には、右欄に記入した団体による認定証等の写しを添付すること。